

島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる 流量計問題に対するこれまでの対応の経緯等

6月30日に中国電力(株)から連絡を受けた、島根原子力発電所における低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について、鳥取県・米子市・境港市では、中国電力に対する文書申入れ等を実施するとともに、安全協定に基づく現地確認(3回)を実施しました。
引き続き、安全協定に基づく再発防止の取組状況の確認及び国の監視等の対応の把握を行いながら、厳正に対応していきます。

1 主な対応経緯

平成27年

- 6/30(火) 中国電力が事案を公表
中国電力から鳥取県・米子市・境港市に説明
安全協定に基づく第1回現地確認(原子力安全対策監外。米子市・境港市と合同)
- 7/ 7(火) 鳥取県・米子市・境港市の連名により中国電力に文書申入れを実施
- 7/ 9(木) 中国電力が調査等の体制構築を発表
中国電力から鳥取県・米子市・境港市に説明
- 8/ 5(水) 原子力規制委員会が保安規定違反(監視)と判定
- 8/ 6(木) 安全協定に基づく第2回現地確認(原子力安全対策監外。米子市・境港市と合同)
- 9/ 5(土) 第13回原子力安全文化有識者会議の開催
- 9/ 7(月) 中国電力から関係自治体に調査報告(案)の説明
- 9/11(金) 中国電力から鳥取県・米子市・境港市に調査報告について説明
鳥取県・米子市・境港市の連名により中国電力及び原子力規制庁に要望等を実施
*9/14 中国電力に申入れ文書を手交(危機管理局長→中国電力鳥取支社長)
- 9/17(木) 安全協定に基づく第3回現地確認(原子力安全対策監外。米子市・境港市と合同)

2 文書申入れ等 *申入れ等(写)は別紙参照

要望日等	申入れ等の概要
平成27年7月7日	不適切事案の発生を踏まえ、中国電力に原因究明と再発防止等に取り組むことについて申入れ(別紙1)を実施
平成27年9月11日	不適切事案の調査報告の提出を受け、中国電力に再発防止の徹底等についてあらためて申入れ(別紙2)を実施するとともに、原子力規制庁に厳格な指導・監督等について要望(別紙3)を実施

3 安全協定に基づく現地確認

現地確認日	現地確認の概要
平成27年6月30日	本事案に係る事実関係を確認し、当該流量計や搬出を中止した低レベル放射性廃棄物の保管状況等を確認した。
平成27年8月6日	保安規定違反(監視)と判定されたことから、監視と判定された状況、調査の進捗状況について確認した。
平成27年9月17日	中国電力の調査報告が提出されたことから、報告内容の事実確認を行った。

<参考>安全協定(抜粋)

(現地確認)

第11条 甲(鳥取県)、乙(米子市)及び丙(境港市)は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁(中国電力)に対し報告を求め、又は甲、乙及び丙の職員を発電所に現地確認させることができるものとする。

2 丁は、前項の現地確認に協力するものとする。

3 甲、乙、丙及び丁は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べるものとする。

(写)

第 201500059436 号
平成 27 年 7 月 7 日

中国電力株式会社
取締役社長 荻 田 知 英 様

鳥取県
鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市
米子市長 野 坂 康 夫

境港市
境港市長 中 村 勝 治

島根原子力発電所における校正及び記録の不適切な取扱いに関する申入れ

貴社から報告を受けた島根原子力発電所における低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる添加水流量計等の点検不備及び虚偽報告については、平成 22 年の点検不備問題以来、こうしたことが起こらないように取組を進める中で起きたことであり、安全と信頼を不可欠とする原子力発電所の運用に対する信頼関係を根本から揺るがすものです。これは、県民に疑念や不安を抱かせるものであり、誠に遺憾です。

今後は、協力会社を含めて全社一丸となり、島根原子力発電所に対する安全管理体制の確保及び原子力安全文化の醸成に向けて、原因究明と再発防止等に取り組むため、下記事項に適切に対応するよう強く申し入れます。

記

- 1 第三者機関による全容解明と徹底した原因究明を行い、関連会社を含めて全社を挙げて実効的な再発防止に取り組むこと。この際、本事案だけでなく他にも同様の事案がないか、あるいは生起しうることがないか改めて確認すること。
- 2 中国電力の対応状況などについて、積極的な情報公開を行うこと。また、県民に対して分かりやすく説明すること。さらに、住民との対話など県民の信頼を得るための活動を積極的に行っていくこと。
- 3 原因の究明状況、再発防止策の実施状況、定着状況等を継続的に確認していくので、適宜、その取組状況等を報告すること。

(写)

第 201500092467 号

平成 27 年 9 月 11 日

中国電力株式会社
取締役社長 荻 田 知 英 様

鳥取県
鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市
米子市長 野 坂 康 夫

境港市
境港市長 中 村 勝 治

島根原子力発電所における計器の校正記録の不適切な取扱いに関する申入れについて

今回の虚偽報告は、平成 22 年の島根原子力発電所の点検不備に対する再発防止策を進める中で発生したものであり、中国電力株式会社の安全管理に対する信頼を土台から揺るがすもので、憤りを禁じ得ないところであります。

このことについては、7 月 7 日に本県等より貴社に対して、強く申入れを行ったところであります。

このたび、貴社からの調査結果等に関する説明を受け、今後は、貴社との安全協定に基づいてその内容を確認することとしていますが、あらためて下記のとおり再発防止の徹底等を強く求めます。

記

- 1 再発防止に徹底して取組み、平成 22 年の点検不備問題も含め、その取組状況を適宜報告すること。
- 2 原子力規制委員会が、保安規定違反（監視）と認定し、今後、保安検査等で再発防止対策等について確認することとされているが、原子力規制庁の確認を適切に受けるとともに、その指導に従い対策を進めること。また、その確認、指導・監督の内容について報告すること。
- 3 積極的かつ分かりやすい情報公開など県民の信頼を得る取組みを積極的に行うこと。

(写)

第 201500092467 号
平成 27 年 9 月 11 日

原子力規制庁長官
清水 康 弘 様

鳥取県
鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市
米子市長 野 坂 康 夫

境港市
境港市長 中 村 勝 治

島根原子力発電所における計器の校正記録の不適切な取扱いに関する要望について

このことについて、中国電力株式会社より、本県等に対して調査結果等に関する説明がありました。

今回の虚偽報告は、平成 22 年の島根原子力発電所の点検不備に対する再発防止策を進める中で発生したものであり、中国電力株式会社の安全管理に対する信頼を土台から揺るがすもので、憤りを禁じ得ないところであります。

貴庁におかれても、事の重大性を鑑みて、去る 8 月 5 日の原子力規制委員会で保安規定違反と認定したところであります。本県等においても、この度中国電力から報告を受けたところであり、中国電力との安全協定に基づき、再発防止対策を確認していくこととしています。

については、貴庁におかれても、中国電力株式会社に対して、下記のとおり再発防止の徹底と厳格な指導・監督を強く求めるものであります。

記

- 1 今後、保安検査等において、改善措置の実施状況、安全文化醸成活動について確認されることとされているが、厳正に確認するとともに、中電に対し、徹底した指導を行うこと。
- 2 その結果を、分かりやすく公開するとともに、関係自治体に対して丁寧な説明を行うこと。